

長期療養にかかる支出金額について

あなたの家族に6か月以上にわたり療養を必要とする人がいる場合、表面「長期療養費計算書」に必要事項を記入の上、直近6か月分（長期療養が見込まれるが、療養開始から6か月経過していないときは申込み時点の分まで）の領収書のコピーを添付してください。「長期療養費計算書」に計算式と金額が記入されていない場合や、領収書のコピーが添付されていない場合は一切控除の対象となりません。

控除の対象項目	証明書等	発行所
医師または歯科医師への診療・治療費	・経常的に支出している金額を証明できるもの（領収書等）	・病院等（医師） ・看護人（派出所） ・薬局 ・介護サービス提供事業者等
病院、診療所への入院費用		
マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等の治療費		
治療又は療養のための医薬品費		
病院、診療所への通院費用（必要不可欠なものに限る）		
看護人に対して支払う費用（賄い費を含む）		
介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がサービスを利用した場合の自己負担額		

- ※ 健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補填される金額は除きます。
- ※ 光熱費、差額ベッド代、食費、老人ホームの入所費、食事療養費、保険適用外の文書料等は除きます。
- ※ 証明書類は一切返却しません。原本が必要となる書類（医療費の領収書等）は必ずコピーを提出してください。
- ※ 申込み時点で療養を終えている人は、控除の対象となりません。
- ※ 「確定申告書に記載の医療費控除（支払医療費欄）」、「健保組合から発行される一年間の医療費のお知らせ」は、長期療養費計算書の証明書として認められません。

単身赴任等にかかる支出金額について

主に家計を支えている人（父および母、又はこれに代わって家計を支える人）が単身赴任等で別居している場合、別居による住居・光熱・水道・家具・家事用品の年間の実費について「単身赴任実費計算書」に必要事項を記入の上、申込時より直近3か月分の領収書のコピーを添付してください（支払者の記載がないレシート不可）。「通帳のコピーのみ」では領収書と認められません。領収書の代わりとして通帳又はクレジット会社の請求書を提出する際は、公共料金の請求書・契約書も併せて添付してください。添付が無い場合は一切控除の対象となりません。

- ※ 別居が1年に満たない場合は年間の実費を推算し、その計算式を「単身赴任実費計算書」に記入の上、領収書のコピーを添付してください。
- ※ 上記に掲げる項目以外（引越し代、食費、帰省交通費、電話代、NHK受信料、新聞代、ガソリン代、駐車場代等）は控除の対象となりません。
- ※ 事業主から住居費等の補助を受けている場合は、住居費等から補助費を差し引いた年額を控除できます。